高岡信用金庫

令和6年能登半島地震被災者向け「たかしん災害復旧ローン」新規取扱開始について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、このたびの「令和 6 年能登半島地震」の影響により被害を受けられた皆さまに心よりお 見舞い申し上げます。

このたび、高岡信用金庫(理事長 永岩 聡)では、「令和6年能登半島地震」の被害を受けられたお客さまのために「災害復旧ローン」を新規にお取扱いたしますのでご案内申し上げます。

住宅の補修、修繕や自動車の修理、買換、家具・家電等の修理、買換資金等にご利用いだだけ、 お客さまの被災からの生活再建を支援する商品となっております。お申込みは、最寄りの営業店 で受付しております

なお、概要については下記のとおりとなっております。

記

1. 商品概要

同吅侧女	
	たかしん災害復旧ローン
対象者	・令和6年能登半島地震により被害を受けた方 ・お申込み時の年齢が満18歳以上の方で、安定継続した収入がある方 ・当金庫の営業区域内に居住または勤務(営業)されている方 ・(一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方
資金使途	①住宅の補修、修繕費用 ②自動車の修理、買換費用 ③家具、家電等の修理、買換費用 ④申込人が当金庫から借り入れした基金保証付個人ローンの借換資金(借換に伴う 繰上完済手数料を含む) ※ ※①から③のいずれかと合わせた申込に限る
融資金額	500 万円以内
融資期間	3か月以上10年以内
融資利率	固定金利 1.00%
徴求書類	【本人確認書類】必要 【資金使途確認書類】必要 【年収確認書類】申込金額 100 万円超は必要 【その他】ご印鑑(預金取引にご使用の印鑑)
担保・保証人	・(一社)しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
手数料その他	・お借入金は、原則としてお支払先へ振込させていただきます。 ・振込手数料については別途ご負担いただきますので、あらかじめご了承願います。 ・一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。

2.取扱期間

令和6年1月4日(木)~令和6年6月28日(金)

以上